

波田堰だより

発行
松本市波田4417-1
東筑摩郡波田堰土地改良区
発行人 大月 規生
TEL (0263)92-8919
FAX (0263)92-8919

平成26年 4月

ごあいさつ

波田堰土地改良区
理事長 大月 規生

新緑の候 組合員の皆様におかれましては益々ご健勝にてご活躍のことと存じ、お慶び申し上げます。

日頃は、波田堰土地改良区の運営につきましては、格段のご理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この2月には記録的な大雪に見舞われ、農業施設の倒壊等の被害にあわれた方もおられると思いますが、心よりお見舞い申し上げます。

さて、現在の農業、農村を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、波田堰土地改良区においても水路等の老朽化が目立ち始め、今後ますます維持管理に費用が掛かってくるであろうと予測されます。その中で、昨年度より着工しております小水力発電の事業が本年度完了し、発電を開始する予定であります。売電収入は改良区の維持管理費用に充てることができますので、組合員の皆様の負担軽減に役立てていきたいと考えております。また、本年度より国の新事業が始まりますので、組合員の皆様の御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。ご報告になりますが、この新事業に伴い、事務局を1人増員致しましたので、ご理解の程よろしく申し上げます。

組合員の皆様が安定した水利用ができるように、役職員一丸となって取り組んでいく所存でございますので、今後共よろしく御協力賜りますようお願い申し上げます。

お知らせ

今年の水配人さんと担当水路

押出原～ 3号水路	百瀬 鋭一さん (Tel 090-8853-2559)
4号水路～ 7号水路	都竹 宏さん (Tel 080-1230-7749)
8号水路～10号水路	波多腰 清さん (Tel 090-7414-1306)
11号水路～14号水路	百瀬 光史さん (Tel 090-9358-3313)

以上の皆さんです。どうかよろしく申し上げます！

水配期間 5月1日～8月31日

5月中は大事な時期ですので、水配人の皆さんには日曜日もお勤めしていただきますが、**6月1日以降、水配人は日曜日休み**となりますのでご理解下さい。

4月30日まで・9月1日以降は各支線水路には通水してありますが、各耕作者の管理となりますので、よろしく申し上げます。

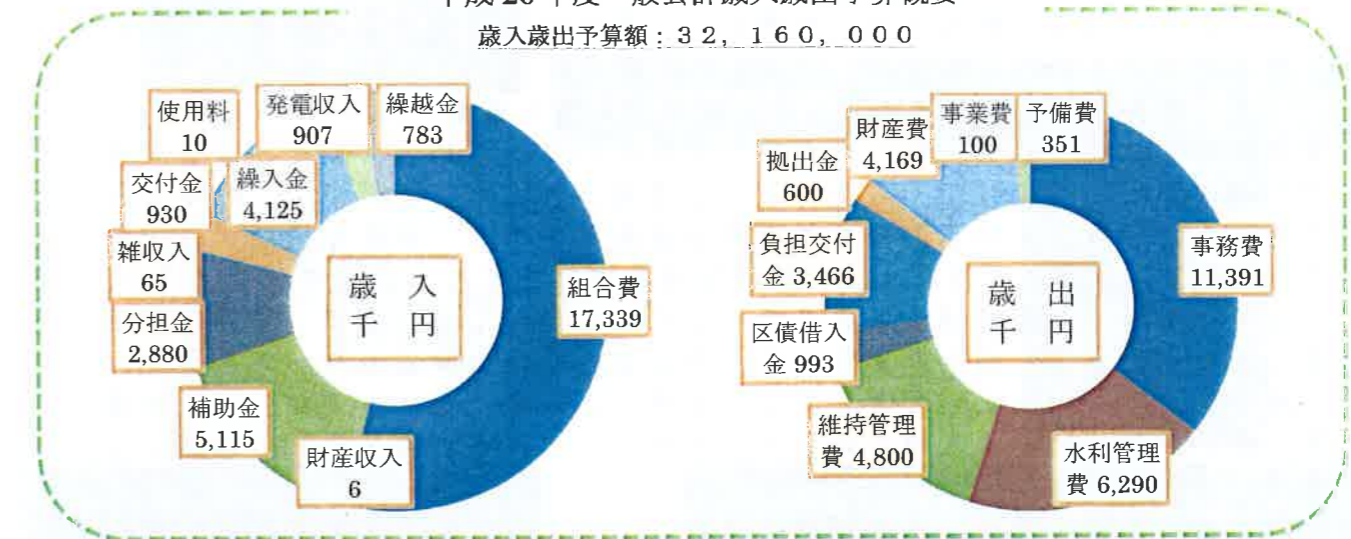
平成26年3月6日(木)、平成25年度通常総代会が波田公民館において開催されました。会の冒頭、大月理事長より出席の総代各位に日頃の土地改良区業務運営に対する理解と協力に対し、感謝の言葉が述べられ、さらに今後の協力についてもお願いをした後、提出議案の慎重審議を御願する旨の挨拶がありました。議事進行は議長浅田信一郎総代(13区)のもと、審議がなされ次の全8議案が原案どおり可決承認されました。

総代会提出議案

- 議案第1号 平成25年度一般会計第2号補正予算(案)、決済金特別会計第1号補正予算(案)、維持管理積立金特別会計第2号補正予算(案)の承認について
- 議案第2号 県営地域用水環境整備事業 波田地区の事業費の変更について
- 議案第3号 波田堰土地改良区定款、規約の一部改正及び会計細則の改正並びに発電事業会計細則の制定について
- 議案第4号 平成26年度賦課徴収に関する件
- 議案第5号 平成26年度土地改良事業決済金特別徴収金の承認について
- 議案第6号 平成26年度一般会計歳入歳出予算(案)、決済金特別会計歳入歳出予算(案)、職員退職給与金特別会計歳入歳出予算(案)、維持管理積立金特別会計歳入歳出予算(案)、国営事業地元負担金準備積立金特別会計歳入歳出予算(案)、発電事業特別会計歳入歳出予算(案)の承認について
- 議案第7号 平成26年度一時借入金最高限度額及び借入先の決定について
- 議案第8号 平成26年度金銭預け入れ先金融機関の決定について

平成26年度一般会計歳入歳出予算概要

歳入歳出予算額：32,160,000



平成26年度賦課金及び徴収期日

(地籍制、均一賦課)

- ◆ 經常賦課金 10a当り 2,600円 納期 5月26日
- ◆ 水利管理賦課金(転作田、水田一律) 10a当り 2,500円 納期7月25日
(但し、わしぼら・巾下・車坂・北南浦・水沢田除く)
- ◆ 土地改良施設維持管理適正化事業賦課金 10a当り 72円 納期 5月26日
- ◆ 維持管理積立金賦課金 10a当り 1,000円 納期 5月26日

平成26年度より、国の新たな農業政策が始まります！

「日本型直接支払制度」は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動に対して支援をするという制度です。波田堰土地改良区でも、下の段土地改良区と合同で活動組織を設立し、この新事業に取り組んでいきたいと考えております。概要については、別紙に添付致しました。組合員皆様の御理解と御協力をお願い致します。

＝平成25年度臨時総代会開催＝

平成25年度臨時総代会が平成25年12月6日（金）に波田公民館で開催されました。議長関口栄蔵総代（9区）の議事進行のもと、議案第1号は平成24年度事業報告、一般会計他特別会計決算、財産目録の承認、第2号議案は平成23年度一般会計、特別会計の補正予算などが承認されました。一般会計決算・特別会計決算は次の通りです。

平成25年度一般会計歳入歳出決算書

歳入		歳出	
1 組合費	19,317,926	1 事務費	7,691,067
2 財産収入	10,494	2 水利管理費	6,124,444
3 補助金	6,185,000	3 維持管理費	9,042,402
4 分担金	1,938,578	4 区債借入金	3,175,971
5 雑収入	255,808	5 負担交付金	8,933,350
6 交付金	5,058,000	6 拠出金	361,500
7 繰入金	5,997,695	7 財産費	3,243,050
8 使用料	83,898	8 事業費	98,350
9 繰越金	1,894,371		
歳入合計	40,741,770	歳出合計	38,670,134
歳入歳出差引残高		2,071,636円	

平成25年度特別会計歳入歳出決算

特別会計名	歳入(円)	歳出(円)	差引残高(円)
決済金 (農地転用)	552,103	548,404	3,699
維持管理 積立金	18,955,393	5,947,000	13,008,393
職員退職 給与積立金	1,800,194	0	1,800,194
国営事業地元負担金 準備積立金	13,695,292	0	13,695,292

波田堰 親水公園周辺のゴミ拾いとますつかみ

堰のゴミ拾いを通して、先人の偉業である波田堰のことを知り、清らかな水に親しむ目的で毎年行われています。また、ますつかみを通じて命の大切さに触れている活動です。9月1日に開催され、中信地区内から大勢の方の参加がありました。ゴミ拾いの前には、国営中信平二期水利事業所の江上所長が、波田堰を含めた中信平水系について説明をくださいました。当日は総代、国営中信平二期水利事業所、松本地方事務所の方々の御協力により、大盛況に終わりました。



国営中信平二期農業水利事業（平成25年度事業 波田堰補修工事）



（新しい防護柵と管理道）

上渡分水工から水沢田までの管理用通路の一部崩落、防護柵の老朽化が著しかった為、安全面の確保から本事業により管理用通路の新設及び防護柵の更新をしました。あわせて、水路の老朽化による表面被覆工事も行いました。

県営 地域用水環境整備事業 小水力発電(平成25年度～26年度事業)



波田堰に排出される水流を有効利用し、発電で得られた電力は売電し、排水監視施設（かんがい排水事業梓川右岸地区）への電気料、波田堰土地改良区の維持管理費に充当されます。25年度はクロスフロー水車の設置及び電気設備の工事を行いました。

県営 かんがい排水事業 右岸地区



2-2号水路から南を望む

平成25年度～29年度事業 波田地域の排水対策の一環として始まった事業ですが、初年度は市道98号線沿いの2カ所で工事が行われました。

市道98号線改良工事にともなう排水路工事



6号水路より北を望む

和田道よりJA松本ハイランドすいか選果場の南までの区間の市道拡幅(歩道設置)に伴い排水路の移設工事を行いました。

今年度から事務局員が増えました！

4月から、事務局員としてお世話になります7区の大月 昇です。一日でも早く皆様のお役に立てるよう努力いたしますので、よろしくご指導のほどお願いします。



波田堰を知ってもらうために
こんな活動もしています

波田小学校の4年生の施設見学



旧取入口での様子



梓川頭首工での説明

11月5日・7日の2日に分かれて波田小学校の4年生の校外学習があり、波田堰の旧取入口(すこぼし)、梓川頭首工、上海渡分水工を見学しました。当日は、国営の江上所長を始め事業所の方、中信平連合の方々にお世話になりました。

波田小 4年1組の子供たちとの交流



改良区の役員・事務局がお手伝いをしてマコモタケの植え付けから収穫までを子供たちが体験しました。堰沿いの草取りや堰の中のゴミ拾いもしてくれました。



※農地の移動、組合員の資格交替があった時は速やかに書類を改良区事務所へ提出してください。（書類は事務所にあります。TEL 92-8919）
農地転用（地区除外）の手続きは必ず行って下さい。公共事業の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。用地買収・価格交渉の際等、事業主体（買収者）と十分話し合い、決済金・組合員賦課金・転用手続き等、疑義無いようお願いします。
※水路の管理をするに当たり、水路の上には、はぜ木等物を絶対に置かないで下さい。